

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 9 号
2 0 1 5 年 4 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

ヒヤリハットに基づく事故対策に関する申し入れ

4月2日、大阪修繕車両所の管理者は、出勤点呼の連絡事項で、操縦担当者に対して、「今後、庫入れの入換作業で、着後点検終了後、PHSにて列車扱所に作業終了の連絡を行うよう」指示を行った。

理由は、「入庫作業で、着後点検（ハンドル抜取、表示灯確認等）を行っているときに列車扱所から電話がかかってきて、ハンドル抜取を失念しそうになったというヒヤリハットがあがっているから、ハンドル抜取失念を防止するために今後、列車扱所から電話をかけないようにした。その代わりに、操縦担当者から列車に対して作業が終了したことを連絡するようにした」というものであった。

確かに小さな事故の芽を摘み重大事故を発生させないための取り組みは必要であるが、今回、会社管理者が説明した対策は、管理する側からだけの問答無用の対策であり、現場社員への押し付けでしかないものである。

よって以下のとおり申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 「携帯電話着信によるハンドル抜取失念のヒヤリハットが上がっている」とのことであるが、そのヒヤリハットの具体的内容、詳細について明らかにすること。
2. 会社は、操縦担当者に対して、「運転中又は作業中に携帯電話がかかっても出たはならない」と指導していたはずである。会社の見解を明らかにすること。
3. 管理者の説明の中では、庫入れ作業において運転中や着後点検中に電話がかかってきたとのことだが、どこからの電話だったのか明らかにされたい。
4. 庫入れ作業で、運転中や着後点検中の電話でどこからの電話が多いのか明らかにされたい。また、かかってくることが多い時間帯を明らかにされたい。
5. 上記4項の電話がかかってくる場合の電話の内容は何か具体的に明らかにされたい。
6. なぜ、運転中または着後点検中に電話をかけなくてはならないのかその具体的根拠を明らかにすること。
7. 今回のヒヤリハットに対して、何故、対策を立てなければならなかったのか明らかにすること。
8. ヒヤリハットによる事故防止の対策を立てることは、ルールが煩雑化する恐れがあるので、やめられたい。

以上